

こ 成 環 316 号
令和6年12月27日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業担当部（局）御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課長

放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（通知）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や各事業所において定める運営規程等に基づき、適切に運用をいただいているところですが、今般の会計検査院による実地検査の結果、開所時間の考え方及び子ども・子育て支援交付金における長時間開所加算の制度の趣旨に対する理解が不十分な自治体が見受けられるとの指摘を受けました。開所時間の考え方については、令和5年3月30日付け事務連絡「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（Q&A）」や、「放課後児童健全育成事業に係る Q&A（令和6年4月1日現在）」においてお示ししてきたところですが、開所時間、準備時間等の基本的な考え方について、明確にお示ししていなかったところ。そのため、長時間開所加算の算定に当たり、こどもが利用しない平日午前中等の下校時刻より前の時間帯から開所時間に設定している事業所が見受けられました。

また、本庁において確認したところ、一部の事業所における職員の配置基準を満たしていない時間も開所時間に含めている事態を把握したところ。です。

各都道府県におかれては管内市区町村に、各市区町村におかれては管内放課後児童健全育成事業者に対して下記取り扱いにつき周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1. 開所時間について

放課後児童クラブの開所時間については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。）第18条により、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外は1日につき3時間以上を原則とし、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例や国基準第14条に定める各事業所の運営規程等において定めていただくものです。

開所時間とは、児童を受け入れることができる時間を指しており、これは小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間（放課後児童クラブの運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要となる準備時間を除く時間）であり、かつ以下の①～③の要件を満たすことが求められます。

- ① 開所時間について、国基準を参酌の上各市区町村が定める条例や、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者（保護者、児童）に周知していること。
- ② 開所時間中は、職員の配置基準を満たしていること。
- ③ 開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料（学校の時程表等により開所時間を確認できるもの）を備えておく必要があること。

2. 長時間開所加算について

子ども・子育て支援交付金における現行の長時間開所加算は、放課後児童クラブでの預かり時間を保育所並みにするため、18時を超えて児童を預かっているクラブに対する補助としておりますが、長時間開所加算を目的として18時直前に開所するなど恣意的に開所時間を設定することがないように、開所時間が1日6時間を超える場合に長時間開所加算の加算ができるようにしているところです。ついては、本加算の趣旨や、上記1の開所時間の考え方をご理解いただいた上で適切に交付申請いただくようお願いいたします。

なお、会計検査院の指摘を踏まえ、また各地での放課後児童クラブの運営状況や利用ニーズに基づき、平日分の長時間開所加算については、令和7年度から補助要件の変更を検討しております。この変更内容については、令和7年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱の発出に併せてお示しする予定です。

3. (上記1、2以外に関する) 開所時間に係る Q&A

問1 運営規程上開所日としていたが、利用児童のキャンセルが発生し、実際に利用している児童がいない状態で開所を続けていたが、子ども・子育て支援交付金上の開所日と扱って問題ないか。

(答) 運営規程上開所日としており、条例等に基づく配置基準を満たして開所していた場合は、実際に利用する児童がいない場合であっても、開所日として扱って差し支えない。

問2 開所時間前に、児童の育成支援に係る準備を行ったり、開所時間後に後片付けや翌日の準備を行ったりした場合、開所時間外の人件費等は子ども・子育て支援

交付金の対象となるか。

(答) 開所時間外であっても、放課後児童クラブの運営に関する業務に関する経費であれば、交付金の対象経費となる。

問3 開所時間前後に、準備や片付け等の業務を行うため事業所としては運営しているような場合（運営規程等において開所時間は小学校授業終了後としている場合の授業中など）に、児童の受入時間前の午前中に放課後児童クラブ職員として受講すべき研修（都道府県等が実施する質の向上に向けた研修や市区町村が実施する研修など）を受けるために事業所を離れた。この間は配置基準を満たしていないが、児童の受入時間には配置基準を満たした職員配置で対応していれば、子ども・子育て支援交付金上の開所日と扱ってよいか。

(答) 「開所時間」とは、児童を受け入れることができる時間であり、当該時間内は、条例等で定める配置基準を満たして運営する必要があるが、開所時間前後については配置基準を満たして運営する必要はない。よって、運営規程等において、当該時間帯が開所時間前後の時間であると整理でき、かつ、開所時間内は条例等に規定する配置基準を満たしているのであれば、開所日として扱って差し支えない。

問4 開所時間内において、放課後児童クラブの業務の一環として職員が事業所を離れ、事業所に残る職員が1名になってしまう場合も、開所時間・開所日数としてカウントして差し支えないか。

(答) 開所時間中は条例等に定める配置基準を満たして運営する必要がある。ただし、開所時間前後において、準備や後片付け、学校等との打ち合わせ会議等で職員が事業所を離れることは差し支えない。

本通知の発出に伴い、令和5年3月30日付け事務連絡「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（Q&A）」は廃止します。また、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（令和6年4月1日現在）」のNo.1及びNo.3で示した開所時間の考え方については、本通知により読み替えてください。

以上

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係 TEL: 03-6861-0303 E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
--